

京 都 大 学 大 学 院 文 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(前 略)</p> <p>第 8 条 通則第 4 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により他の大学の大学院の科目を学修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 通則第 4 6 条第 1 項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、前項と同様の要件及び手続により、許可することがある。</p> <p>3 前 2 項の規定による許可の願い出については、前 3 条の規定を準用する。</p> <p>第 9 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科教授会の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数の一部として認定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前 2 条の規定により学修した科目及びその単位数並びに受けた研究指導</p> <p>(3) (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>第 8 条 通則第 4 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により他の大学の大学院の科目を学修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(同 左)</p> <p>第 9 条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日から施行し、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から適用する。</p> |